

防災・減災対策の推進について
大規模災害時におけるドクターヘリの運航について
(説明資料)

平成27年7月28日
全国知事会議

骨太の方針(抜粋)

経済財政運営と改革の基本方針2015 について

平成27年6月30日 閣議決定

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

[2] 国土強靱化、防災・減災等

「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2015」に基づき、府省庁横断的な国土強靱化の取組を着実に推進する。

その際、国と地方、官と民が連携、役割分担しつつ、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せや、KPI及び工程表等による進捗管理や災害発生状況等を踏まえた取組内容の充実・改善というPDCA等により重点的・効率的な推進を図る。

特に、地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、研究・人材育成を含め防災・減災の取組を推進しつつ、首都機能のバックアップを図る。

女性や若者の加入促進を図りつつ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。

避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。

骨太の方針(抜粋)

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等 (基本的な考え方)

社会資本や公共施設の整備や管理・運営については、経済再生と財政健全化の双方に資するよう、中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら、計画的に推進する。

社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。また、これらの重点分野については、優先度・時間軸を明確化し、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に反映する。

一方、公共施設の管理・運営については、人口減少・高齢化を反映して、生産性・効率性の高いまちづくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進める等、必要な機能を維持しつつストック量を適正化していく。また、老朽化した施設・設備の適切な維持管理・更新によってその費用の増加をできる限り抑制するとともに、ファシリティマネジメントを通じ公共サービスの産業化を進める。

あわせて、コンセッションなど多様なPPP/PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。

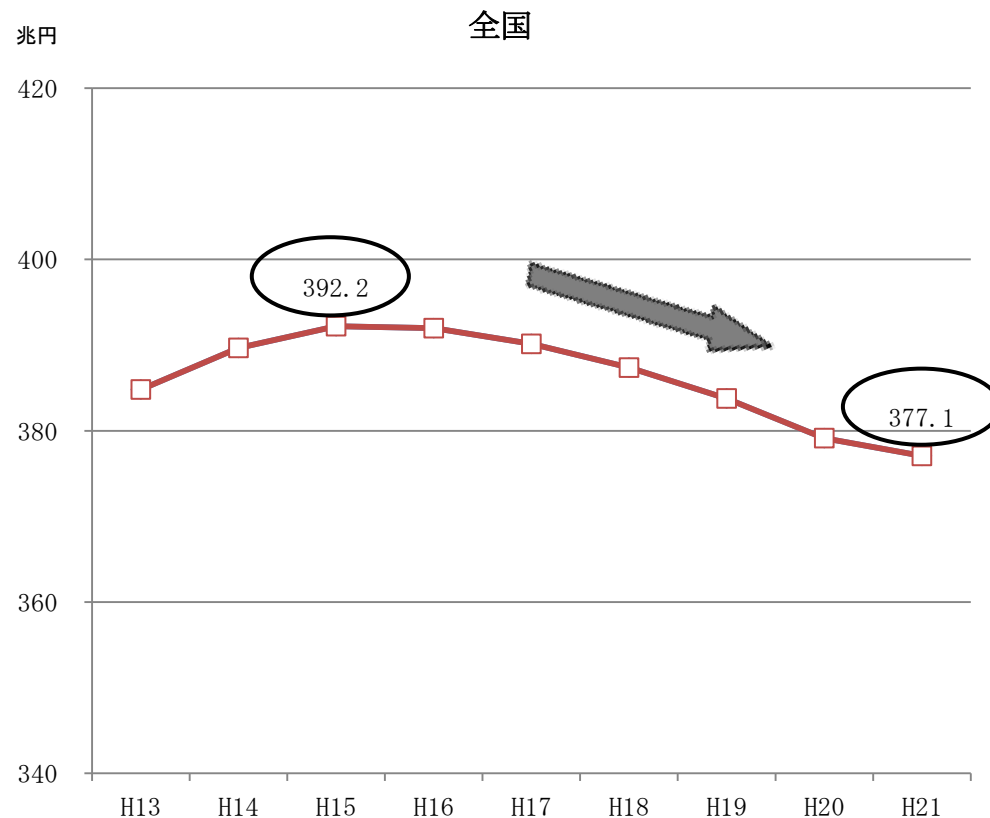
社会資本ストック推計の現状

◆平成15年度のピークから社会資本ストック額が減少し続け、過小投資状態
全国で約15兆円の減

○社会資本ストック推計(内閣府試算)

年度末	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
全 国 (純資本ストック)	384.8	389.7	392.2	392.0	390.2	387.4	383.8	379.1	377.1

※ 定率法による試算推計



防災基本計画(平成27年7月7日修正・抜粋)

修正前

第12編 原子力災害対策編

第2節 避難, 屋内退避等の防護及び情報提供活動

1 避難, 屋内退避等の防護措置の実施

○放射性物質が放出された後は, 原子力災害対策本部は, 地方公共団体に対し, 緊急事態の状況により, OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難, 一時移転等の緊急事態応急対策の実施について, 指示, 助言等を行うものとする。その際, 予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散計算等を参考にするものとする。

○原子力災害対策本部は, 原子力事業所等における事故の状況, 緊急時モニタリングの結果を勘案し, 予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散計算を参考にして, 関係地方公共団体に対し, 機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに, 報道機関に対し速やかに公表するものとする。また, 必要に応じて, 原子力災害対策指針に基づき, 避難区域を見直すなど, 中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。

修正後

第12編 原子力災害対策編

第2節 避難, 屋内退避等の防護及び情報提供活動

1 避難, 屋内退避等の防護措置の実施

○放射性物質が放出された後は, 原子力災害対策本部は, 地方公共団体に対し, 緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき地方公共団体が行う避難, 一時移転等の緊急事態応急対策の実施について, 指示, 助言等を行うものとする。
(下線部削除)

○原子力災害対策本部は, 原子力事業所等における事故の状況, 緊急時モニタリングの結果を勘案し, (下線部削除)関係地方公共団体に対し, 機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに, 報道機関に対し速やかに公表するものとする。また, 必要に応じて, 原子力災害対策指針に基づき, 避難区域を見直すなど, 中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。

防災基本計画修正(平成27年7月)の概要 (内閣府資料を修正)

背景

- ① 広島土砂災害をはじめとした最近の**土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化**(土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告)
- ② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた**火山災害への対策の強化**(中央防災会議火山防災対策推進WG報告)
- ③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた**複合災害に係る対策の強化**
- ④ **近年の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善**
- ⑤ **実施主体の明確化**や重複する記載の整理等

主な修正項目

① 土砂災害への対策の強化

1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等

- 基礎調査を実施し、その結果を公表
- 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示 等

2. 土砂災害警戒情報の活用

- 土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定 等

3. 避難準備情報の活用

- 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進 等

4. 適時適切な避難行動等

- 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知 等

② 火山災害への対策の強化

1. 火山防災情報の伝達体制の強化

- 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化
- 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表 等

2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討

- 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進
- 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用 等

3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及

- 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施 等

4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成

- 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築 等

5. 火山監視・観測体制の強化

- 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実 等

③ 複合災害への対策の強化

1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化

- 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用

2. 両本部の意思決定の一元化

- 両本部の合同会議を開催

3. 両本部の指示・調整の一元化

- 緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施
- 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施 等

④ 近年の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

1. 実動組織間の調整

- 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置
- 現对本部と地方公共団体の災对本部間の合同会議による情報共有等

2. 重要情報の集約・調整

- 都道府県による人的被害者数の一元的な集約 等

3. その他

- 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施
- 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施
- **災害時のヘリコプターの利用(ドクターヘリを含む)について予め協議**
- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正 等

⑤ 実施主体の明確化等

1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化

2. 共通編への集約による各編重複箇所の整理